

令和5年度

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター 事業概要

市長室

# 目 次

I	財団設立の趣旨	-----	1
II	財団の概要		
1	名 称	-----	1
2	所 在 地	-----	1
3	設 立 年 月 日	-----	1
4	基 本 財 産	-----	1
5	機 構 及 び 職 員 数	-----	2
6	評 議 員 ・ 役 員 等	-----	3
III	定 款	-----	4
IV	令和4年度事業報告		
1	事 業 報 告	-----	13
2	事業別収支計算書	-----	33
3	正味財産増減計算書	-----	34
4	貸 借 対 照 表	-----	35
5	財 産 目 録	-----	36
6	事業別収入明細書	-----	37
7	事業別支出明細書	-----	38
8	収 支 計 算 書	-----	39
	(参考)R2～R4年度財務状況	-----	40
V	令和5年度事業計画		
1	事 業 計 画	-----	41
2	経営改善の取組み状況	-----	51
3	事業別予定収支計算書	-----	52
4	予定正味財産増減計算書	-----	53
5	予定貸借対照表	-----	54
6	事業別予定収入明細書	-----	55
7	事業別予定支出明細書	-----	56
8	収 支 予 算 書	-----	57

## I 財団設立の趣旨

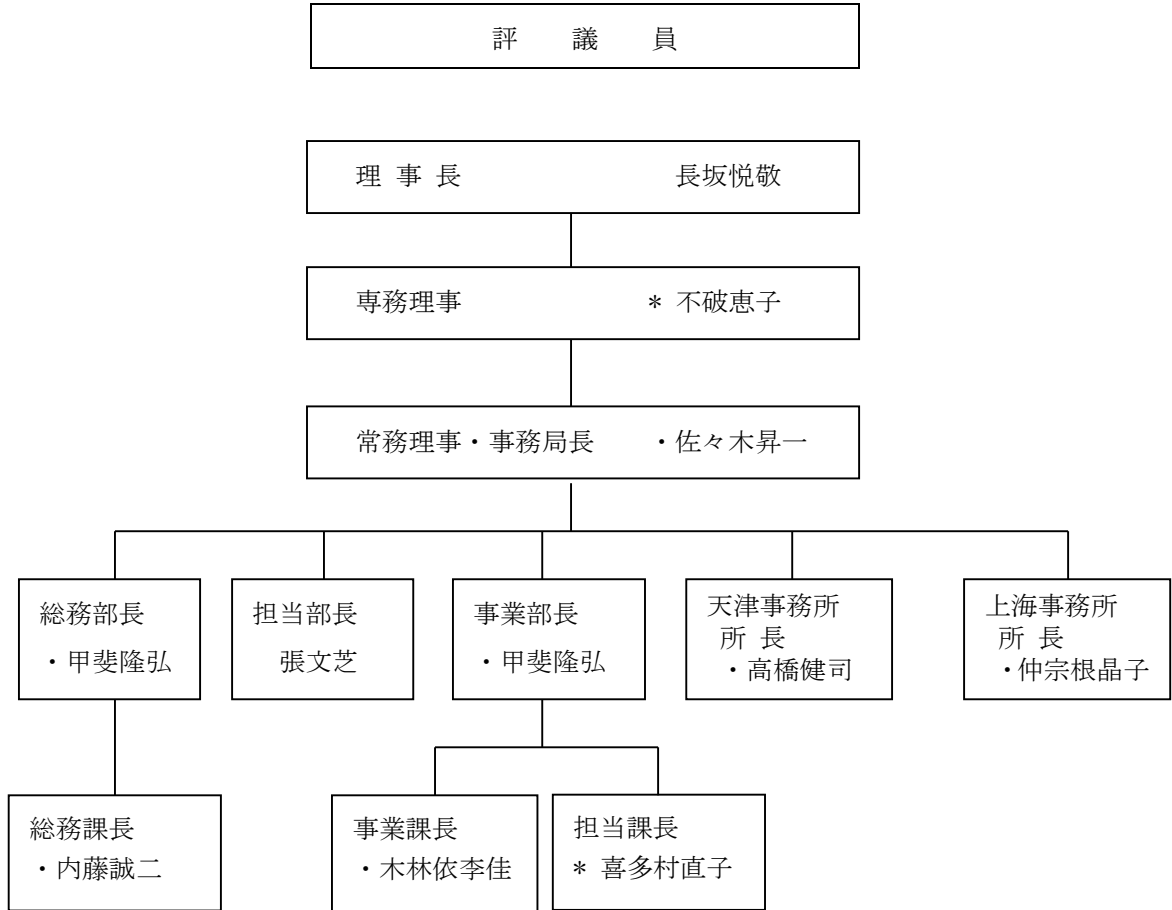
神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

## II 財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター
  
- 2 所在地 神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号  
アスタくにつか1番館南棟4階
  
- 3 設立年月日 平成5年7月14日  
※公益財団法人へ移行 平成23年4月1日
  
- 4 基本財産 300,000千円（神戸市100%出捐）

5 機構及び職員数

(1) 機構



(注) ・は神戸市派遣職員 \*は神戸市再任用職員

(2) 職員数 (役員を除く)

(令和5年7月1日現在)

	部長	課長	係員	計
総 務 部	2 (1)	1 (1)	1	4 (2)
事 業 部	総務部長兼務	2 (2)	6	8 (2)
天津事務所	1 (1)			1 (1)
上海事務所	1 (1)			1 (1)
計	4 (3)	3 (3)	7	14 (6)

(注) ( )は神戸市派遣職員内書 (再任用職員を含む)。臨時職員を除く。

## 6 評議員・役員等

令和5年7月1日現在

## 評議員（5名）

役職名	氏名	現職名
評議員	勝沼 直子	神戸新聞社執行役員論説委員長
評議員	木村 出	独立行政法人国際協力機構関西センター所長
評議員	キラン S. セティ	在日米国商工会議所特別顧問
評議員	横川 太	公益財団法人兵庫県国際交流協会専務理事
評議員	岡本 康憲	神戸市市長室長

## 理事（9名）・監事（2名）

役職名	氏名	現職名
理事長	長坂 悦敬	学校法人甲南学園理事長
副理事長	中村 保	国立大学法人神戸大学理事・副学長
専務理事	不破 恵子	神戸市市長室国際部部長
常務理事	佐々木 昇一	神戸市市長室国際部部長
理事	草薙 真一	兵庫県公立大学法人兵庫県立大学副学長
理事	西本 玲子	公益財団法人神戸YWCA総幹事
理事	林 範彦	神戸市公立大学法人神戸市外国語大学理事・副学長
理事	村元 四郎	公益財団法人ひょうご産業活性化センター理事
理事	山下 淑子	一般社団法人神戸市婦人団体協議会理事
監事	飯塚 敏勝	税理士法人鳩合同会計事務所所長
監事	平岡 靖敏	神戸商工会議所参事役

### Ⅲ 定款

#### 公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター定款

##### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸国際コミュニティセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

##### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する事業
- (2) 市民の国際交流と多文化共生に関する事業
- (3) 留学生支援に関する事業
- (4) 海外事務所の運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。ただし、同項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は、神戸市と海外との間においても行うものとする。

##### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。



2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日日の 3 日前までに評議員に対して、書面で通知を発する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする

3 理事長以外のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事、常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3名以内とする。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、費用を弁償することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項の場合においては、理事会の議長は、理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補 則

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(委任)

第42条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規定、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	公債他 300,000,000円

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

## IV 令和4年度事業報告

### 1 事業報告

平成 30 年 3 月に策定した当財団の中期経営計画に基づき、①市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、②留学生支援事業、③開発途上国に対する国際協力事業及び④海外事務所の運営事業を重点として各種事業を推進した。

令和 4 年度は、神戸市から提示されたミッションに基づく経営改革プランを踏まえて、新長田・三宮・御影の拠点等を活用しながら、在住外国人の更なる支援に取り組んだ。

#### 国際交流・多文化共生事業

在住外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施した。

##### (1) 情報提供・相談など総合窓口の運営

在住外国人のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧、国際交流・多文化共生などを実施する団体への貸会議室の提供などを行った。

##### ア. 情報提供・案内事業

###### ①ホームページにおける多言語情報の発信

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない在住外国人のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報を 11 言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供した。

○提供内容 神戸市内の多言語で相談できる各種窓口、外国人支援団体等に関する情報、行政情報、生活情報等

###### ②図書コーナー・情報提供コーナー

神戸国際コミュニティセンター内にて、(i)日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍や海外の新聞・雑誌を自由に閲覧できる図書コーナー、(ii)当財団が主

催・共催する事業や民間の国際協力・国際交流団体等の行事及び行政情報等を利用者に知らせる掲示板、(iii)行政や各種国際交流・協力団体の広報物等を置くスペース(ラック)を設置するとともに、(iv)フリーWi-Fiサービスも提供して、幅広く情報提供を行った。

- 図 書 日本語学習、日本文化紹介等 約 1,900 冊
- 雑 誌 2 か国の購読雑誌
- 新 聞 3 言語 4 紙

### ③メールマガジンの配信

K I C C 日本語学習者やそのサポーターを対象に生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信した。

- 配信実績 学習者向け 7 回 サポーター向け 16 回 (登録者数 1,649 人)

## イ. 一元的相談窓口事業(ワンストップサービス)

### ①窓口及び電話等による情報提供

在住外国人等からの様々な問い合わせに対して、生活情報の提供などの対応を行った。

- 利用実績 1,538 件

### ②生活相談

窓口及び電話等で在住外国人の日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供した。

- 対応言語 12 言語(日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語、ウクライナ語)

#### ○多言語相談曜日

相談言語 \ 曜日	月	火	水	木	金
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○
ベトナム語	○		○		
韓国・朝鮮語					○
スペイン語		○		○	
フィリピン語			○		
インドネシア語					○



ネパール語	○				
ポルトガル語				○	
タイ語		○			
ウクライナ語				○	

上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスなどにより対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）

（ウクライナ語のみ 13:30～17:00）

○利用実績 情報提供 1,538 件のうち、生活相談 840 件

### ③専門相談

- ・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施した。

○相談日時 第1・3水曜日 13:30～16:30

○利用実績 生活相談 840 件のうち、26 件

- ・大阪出入国在留管理局神戸支局職員による出入国・在留手続等に関する専門相談を実施した。

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

○利用実績 生活相談 840 件のうち、11 件

### ④外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

市内及び近郊で在住外国人の生活相談を行っている公的団体及びNGOの担当者の知識や技術向上のため、専門家の講義を開催するとともに情報交換を行った（令和5年3月時点で14団体が参加）。

開催年月	テーマ	講師
令和4年6月	日本における難民の状況	アジア福祉教育財団難民事業本部関西支部 支部長代行
令和4年10月	制限緩和後の入国状態	大阪出入国在留管理局神戸支局 統括審査官、入国審査官
令和5年1月	国民年金制度	日本年金機構東灘年金事務所 国民年金課長 他
令和5年3月	最近の消費者トラブル	神戸市消費者生活センター 消費生活相談員

## ウ. 通訳翻訳支援事業

### ①三者通訳事業

区役所等に日本語で十分にコミュニケーションが図れない在住外国人が来庁した際に、区役所等職員からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区役所等職員・相談者・K I C C職員による三者通話）を実施した。

○対応言語 11言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語、ウクライナ語）

○利用実績 226件

### ②同行通訳事業

日本語で十分にコミュニケーションが図れない在住外国人が、区役所や市内の公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体と協働で通訳者を無料で派遣する同行通訳（事前予約制）を実施した。

○対応言語 11言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語、ウクライナ語）

○利用実績 32件

### ③行政情報の多言語翻訳

神戸市の各部局等の依頼に基づき、市国際部と連携して、市政情報についての多言語翻訳やネイティブチェックを36件行った。

（主な例）

- ・国民健康保険（加入手続き、保険料について）
- ・COVID-19 ワクチンページ
- ・就学時健康診断結果のお知らせ
- ・小・中学校の転校手続き
- ・市県民税関係（概要・申告について）
- ・妊娠出産子育てサポートガイド
- ・R5 災害共済給付制度（制度加入について）

### ④災害時通訳翻訳ボランティア事業〔登録者：55人 令和5年3月末現在〕

- ・災害時に避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う登録ボランティア及びボランティア活動に興味のある人を対象に、「KICC 災害時通訳翻訳ボ

ランティア向け研修会」を実施した。

○開催日時 令和5年3月5日

○参加者数 32人

・近畿地域国際化協会連絡協議会の研修として、協会職員向けに「災害時に外国人支援に従事する関係者向けの研修・訓練事業」及び外国人向けに「外国人のための避難所体験」を実施した。

○開催日時 令和4年11月12日

○参加者数 43人

## エ. 国際交流ボランティア事業

### ①日本語文化学習支援事業

在住外国人に対して、日本語・文化サポーターが日本語及び日本文化（華道・書道）をマンツーマンで教える活動を実施し、在住外国人の日本語学習等を支援した。

○登録者数（サポーター） 794人（令和5年3月末現在）

○活動実績 229組

## オ. ウクライナ避難民支援事業

市内に避難されたウクライナ避難民に対するワンストップ生活相談窓口の設置や、通訳者の配置のほか、生活に必要な情報のウクライナ語への翻訳等を行った。

また、日本語教室の開催による日本語学習支援等を行うとともに、ウクライナ避難民支援ネットワークの事務局を KICC に設置し、行政機関や外国人支援団体等と連携した事業を実施した。

## (2) 地域日本語教育体制整備事業

日本語能力が十分でない在住外国人に対して、それぞれのライフスタイルと能力に応じて日本語を学習できる機会を提供することで、生活等に必要な日本語能力を身に付け、日本人も外国人も住みやすいまちづくりを実現する。

### ア. 官民連携による総合的な日本語教育体制

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターを配置するとともに、外国人コミュニティ団体、日本語教室、日本語学校や行政機関等の関係者からなる総合調整会議を設置・開催し、日本語教育に関する意見交換を行った。

○開催日時 令和4年9月28日、令和5年3月29日

### イ. 初級日本語クラスの開催

対面又はオンラインにより、初級日本語クラスを開催し、831人が受講した。

#### ①対面

〔新長田〕

	4月クラス	7月クラス
期間	令和4年4月12日 ～令和4年7月9日	令和4年7月28日 ～令和4年10月18日
レベル	初級1、2、3、読み書き	初級1、2、3、読み書き
時間	2時間/回 (全23回、読み書きは全12回)	2時間/回 (全23回、読み書きは全12回)
人数	18人	36人

	11月クラス	2月クラス
期間	令和4年11月15日 ～令和5年2月25日	令和5年2月9日 ～令和5年3月30日
レベル	初級1、2、3、読み書き	初級1、2、3
時間	2時間/回 (全23回、読み書きは全12回)	2時間/回 (全11回)
人数	38人	24人

## 〔三宮〕

	4月クラス	7月クラス	9月クラス
期間	令和4年4月13日 ～令和4年6月8日	令和4年6月24日 ～令和4年8月17日	令和4年9月2日 ～令和4年10月31日
レベル	初級1、2、3	初級1、2、3	初級1、2、3
時間	2時間/回（全23回）	2時間/回（全23回）	2時間/回（全23回）
人数	42人	60人	61人

	11月クラス	2月クラス
期間	令和4年11月14日 ～令和5年1月16日	令和5年1月25日 ～令和5年3月17日
レベル	初級1、2、3	初級1、2、3
時間	2時間/回（全23回）	2時間/回（全23回）
人数	62人	79人

## 〔御影〕

	4月クラス	7月クラス	11月クラス
期間	令和4年4月16日 ～令和4年7月2日	令和4年7月26日 ～令和4年10月14日	令和4年11月14日 ～令和5年2月13日
レベル	初級1、3、 読み書き	初級1、2、3、 読み書き	初級1、2、3、 読み書き
時間	2時間/回（全23回、 読み書きは全12回）	2時間/回（全23回、 読み書きは全12回）	2時間/回（全23回、 読み書きは全12回）
人数	18人	27人	11人

## ②オンライン

	4月クラス	7月クラス
期間	令和4年4月13日～6月8日	令和4年6月24日～8月17日
レベル	初級1、2、3	初級1、2、3
時間	2時間/回（全23回）	2時間/回（全23回）
人数	72人	87人

	9月クラス	11月クラス	2月クラス
期間	令和4年9月2日 ～令和4年10月31日	令和4年11月14日 ～令和5年1月16日	令和5年2月1日 ～令和5年3月24日
レベル	初級1、2、3	初級1、2、3	初級1、2、3
時間	2時間/回（全23回）	2時間/回（全23回）	2時間/回（全23回）
人数	71人	66人	59人

### ウ. 市内日本語教室のネットワーク化

日本語教室への訪問、日本語教室連絡会議の開催を通じて、日本語教室との連携・支援を行った。

- ・市内日本語教室訪問（2教室）
- ・日本語教室連絡会議の開催
  - 開催日時 令和4年10月28日
  - 参加者数 10団体、18人

### エ. 日本語教室の開催支援

在住外国人の利便を図るため、民間の国際協力・国際交流団体が低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行っている。令和4年度は国の補助制度を活用し、5団体に助成を行った。

### オ. 日本語教育人材に対する研修

日本語教育人材を育成するため、研修等を実施した。

- ・日本語ボランティアのためのブラッシュアップ講座
  - 実施内容 9月・2月「自己主導型学習ってなに？」（全5日×2回）
- ・地域日本語教室コーディネーター研修
  - 開催期間 5～6月（全4回）

## カ. やさしい日本語研修

やさしい日本語の活用推進のため、民生委員や児童館職員を対象に、やさしい日本語の基礎知識や実践を学ぶための研修を実施した。

- ・ 民生委員対象の研修
  - 開催日時 令和4年6月5日
  - 参加者数 30人
- ・ 児童館職員対象の研修
  - 開催日時 令和4年12月6日、13日
  - 参加者数 7人

## キ. 地域日本語教育シンポジウム

地域の日本語教育や共生社会について考えを深めるシンポジウムを開催した。

- 開催日時 令和5年3月12日
- 参加者数 117人

### **(3) 拠点を活用した在住外国人支援・国際交流事業**

大学や外国人支援団体等と連携し、在住外国人支援事業や日本人と外国人との相互理解を深める国際交流・多文化共生事業を実施した。

#### **ア. 大学との連携事業**

大学の有する専門性や人材を活用し、多角的に在住外国人支援事業を展開するため、神戸市外国語大学との連携協力に関する協定（平成24年4月）、神戸常盤大学との包括連携協定（令和3年8月）や日本経済大学神戸三宮キャンパスとの連携に関する確認書（令和3年8月）を締結し、各種事業の開催について連携協力を行った。

さらに、その他大学とも連携し、各種イベントを実施した。

（主な実施事業）

- ・外国にルーツのある子供の学習支援
- ・在住外国人向け健康相談
- ・国際交流イベント
- ・キャリアサポート事業（起業支援、進学・就職相談）
- ・異文化交流サロン

#### **イ. 外国人支援団体等との連携事業**

多文化共生について理解を深める機会の創出や、参加者同士による国際交流を促進するため、多文化共生・国際交流を実施する関係団体等と連携し、各種イベントを開催した。

（主な実施事業）

- ・ランタンづくりワークショップ
- ・食糧支援事業
- ・多言語絵本の読み聞かせと手遊び
- ・フェアトレードワークショップ
- ・市民講座「国際協力から多文化共生へ」
- ・フランス文化の紹介、フランス語体験講座



## ウ. その他事業

多文化共生や国際交流の機会を創出するため、外国語（英語・中国語・韓国語）によるおしゃべりイベントや小学生向け国際理解イベント「キッズ国際ひろば」、日本文化体験、防災講座等を実施した。

### （４）ふたば国際プラザ運営

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢等の区別なく、市民が集い利用することができる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」を基本理念に各事業を実施した。

- 所在地 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号
- 開館時間 水・木・金・土 10:00～20:00 火・日・祝 10:00～17:00  
月曜日及び年末年始(12月28日～1月5日)は休館  
(月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日に休館)

## ア. 外国人住民生活ガイダンス事業

在住外国人が安心して生活できるよう、生活上必要な情報についてガイダンスを行った。また、来館が難しい方に対してはオンラインにより、情報提供を行った。

- 実施内容 ゴミの分別、神戸の区と公共交通、市税について  
警報・注意報と災害への準備、履歴書の書き方
- 参加者数 84人（計6回開催）

## イ. 交流・相互理解事業

多様な文化的背景をもつ市民の相互理解を促進し、暮らしやすい地域社会の実現のため、交流・相互理解事業を実施した。

- 実施内容 新長田フィールドワーク、世界のあそび広場、多文化おぼけやしき、相互理解講座、いろいろなお正月の遊び、ええとこながた
- 参加者数 2,614人（計7回開催）

## ウ. 交流スペース(日本語学習スペース・会議スペース)の提供

フリーWi-Fiや充実した会議設備を活かし、地域ボランティアグループや個人の言語学習、研修、外国人支援、国際交流事業の打ち合わせなど、多様な用途にあわせて会議スペースや多目的活動スペースを提供した。

○利用実績 30 団体（登録団体数）、442 回

#### **エ. ヒューマン・シネマ上映会**

在住外国人の出身国・ルーツや文化を扱った世界各国の映画を上映した。

○参加者数 93 人（計 11 回開催）

#### **オ. 児童国際理解講座**

外国人講師を児童館へ派遣し、多様な国・地域の文化について紹介を行った。

○派遣実績 34 か所

#### **カ. 人材育成事業**

「日本語ボランティア養成講座」を通じて、日本語学習支援を行う体制づくりに取り組んだ。また、「多文化ひろめ隊養成講座」として、児童館の子どもに文化紹介を行う上での日本語表現や発表手法を学ぶための研修を行った。

○参加者数 共生社会に向けたボランティア養成講座 103 人（計 8 回開催）

多文化ひろめ隊養成講座 57 人（計 3 回開催）

#### **（5）地域国際化推進事業助成**

地域の国際化を推進するため、民間団体が主催し、市内で実施する国際交流・多文化共生事業や外国人の日常生活を支援する事業等に対して、対象事業費の2分の1以下、10万円以内の助成を行った。

○助成実績 8 団体

#### **（6）その他**

多文化共生コーディネーターを中心として、外国料理店や宗教施設等を訪問し、KICCの広報活動等を行った。

## 留学生支援事業

神戸市奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解の促進を図った。

### (1) 奨学生事業

#### ア. 奨学生の選考

神戸市内の大学に在籍する外国からの私費留学生より 30 人を選考した。

○奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）

○支給額 月額 8 万円

○支給方法 奨学金は篤志者からの寄付金等からなる基金を原資に神戸市で予算措置し、神戸市から奨学生に直接支給。

○支給者数 30 人

（令和 4 年度支給者内訳）

▶大学別

大学名	人数	大学名	人数
神戸大学	16 人	甲南大学	1 人
日本経済大学神戸三宮キャンパス	4 人	神戸市外国語大学	1 人
兵庫県立大学	4 人	神戸情報大学院大学	1 人
流通科学大学	2 人	神戸親和女子大学	1 人

▶出身国別

	人数	国名	人数
中国	15 人	アメリカ	1 人
ベトナム	4 人	インド	1 人
インドネシア	2 人	コソボ	1 人
韓国	2 人	ネパール	1 人
スリランカ	2 人	バングラデシュ	1 人

## イ. 奨学生関連事業

### ①市民との交流機会の提供

奨学生が自国文化を市民に紹介する「留学生との異文化交流サロン」を4回開催した（対面及びオンラインにて開催）。また、奨学生が企画するイベントを開催したほか、自国文化等を紹介する動画をSNSで発信した。

#### 異文化交流サロン

- 第1回 開催日：令和4年7月23日 参加者：42人  
内 容：「インド、バングラデシュ、インドネシアの食文化」  
発表者：インド、バングラデシュ、インドネシア出身の奨学生
- 第2回 開催日：令和4年9月3日 参加者：37人  
内 容：「中国の食文化」  
発表者：中国出身の奨学生（4人）
- 第3回 開催日：令和4年12月10日 参加者40人  
内 容：「おすすめ観光地」  
発表者：韓国、インドネシア、ネパール出身の奨学生
- 第4回 開催日：令和5年2月4日 参加者：33人  
内 容：「留学生と一緒に餃子と胡麻入り団子をつくろう！」  
発表者：奨学生異文化交流サロンチーム（10人）

#### 奨学生企画イベント

- 八段錦 中国の健康気功「八段錦」を通じ、中国文化や健康法を体験するイベントを開催した。  
開催日：令和4年9月17日 参加者：27人  
発表者：奨学生八段錦チーム（8人）

#### 自国文化等の紹介動画の発信

- 第1回 内 容：「KICCとは」
- 第2回 内 容：「韓国料理」「スリランカ料理」
- 第3回 内 容：「異文化交流サロン」
- 第4回 内 容：「奨学生送別会」

## ②奨学生送別会の実施

奨学生の結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深めてもらうため、送別会を開催した。また、奨学生の会報紙「夢 in KOBE」を作成した。

- 開催日時 令和5年2月25日
- 参加者数 23人

## ③留学生による神戸市情報の発信

奨学生がインスタグラム等のSNSを活用し、神戸のおすすめの場所や神戸での留学生活等の情報発信を行った。

## (2) 文化施設見学の支援

市内の留学生を対象に、公立及び民間の文化・社会教育施設等（34施設）と連携し、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスKOB E）を発行した。

- 発行実績 8,687枚

## (3) 就職活動の支援

### ア. 「外国人のための合同企業説明会」の開催

神戸市海外ビジネスセンターとの共催により、企業が自社の紹介や質疑応答の場を提供する「外国人のための合同企業説明会」を開催した。

- 開催日時 令和4年6月22日
- 参加者数 848人（企業33社）

### イ. 留学生のための就職ガイドの開催

ハローワークとの共催により、履歴書の記載方法など日本での就職活動に関する情報を提供するイベントを開催した。

- 開催日時 令和4年11月5日
- 参加者数 10人

### ウ. 神戸地場産業説明会の開催

神戸市との連携により、日本酒や真珠等神戸の地場産業について紹介する説明会を開催した。

○開催日時 令和4年12月17日

○参加者数 12人

#### **エ.「神戸医療産業都市×留学生セミナー」の開催**

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構との共催により、神戸医療産業都市や進出企業、研究開発分野を紹介するセミナーを開催した。

○開催日時 令和5年2月22日

○参加者数 22人

#### **オ.「神戸のものづくり企業と話をしよう！」の開催**

公益財団法人兵庫工業会との共催により、ものづくり企業との交流や就職した留学生の体験談を聞くイベントを開催した。

○開催日時 令和5年3月16日

○参加者数 13人

## 国際協力事業

開発途上国が抱える課題に関する支援、それらの国の行政官等に対する研修等の国際協力事業を行った。

### (1) 国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業

#### カンボジア王国における教育人材育成支援事業

神戸市外国語大学及び神戸市・神戸市教育委員会と連携し、カンボジア王国コンボントム州小学校教員養成校（PTTC）における教員の学生指導力向上支援事業を実施した。令和4年度は、訪日研修（1回）と専門家派遣（2回）を行い、指導力向上に向けて、現状・問題点の把握や分析を行った。

（訪日研修）

○開催期間 令和4年10月16日～10月27日

○参加者数 10人

（専門家派遣）

○第1回 開催期間 令和4年6月12日～6月20日

○第2回 開催期間 令和5年2月21日～3月8日

### (2) 国際協力機構（JICA）国内研修受託事業

#### 災害に強いまちづくり戦略研修

世界各地の災害多発国において防災業務及び防災計画策定に携わる行政官を対象に、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった自然災害に強いまちづくりの要素を理解し、それを実現するための実践的な取り組み、手法等を教授する研修を実施した。

○研修期間 令和4年12月20日～令和5年2月10日

○参加者数 5人（4か国）

国・地域名	人数	国・地域名	人数
チリ	2人	パキスタン	1人
ナイジェリア	1人	マーシャル	1人

## 海外事務所の運営事業

天津及び上海の各海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施した。

### (1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

#### ア. 友好都市交流事業

- ・天津市外事弁公室が実施する在津外国人を対象とした「身近な国際社会」イベントを中心に、天津市との友好交流事業に参加して神戸市を PR し、経済・教育・港湾・医療分野等での友好交流事業の連絡調整を行った。
- ・神戸市立こうべ小学校と天津市立上海道小学校における本でつなぐ多文化交流事業の連絡調整を行った。
  - 開催日時 令和 4 年 10 月 12 日
  - 令和 4 年 12 月 14 日
- ・中国政府外交部や中国国家林業・草原局、中国野生動物保護協会など政府関係機関との、ジャイアントパンダ返還に係る連絡調整及びジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続についての要望活動に係る連絡調整を行った。

#### イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ・JETRO 大連の対日投資セミナーにおいて、海外進出に興味を持つ中国企業に対して、神戸市のビジネス環境について紹介した。
  - 開催日時 令和 5 年 3 月 9 日
- ・神戸への進出又は神戸企業とのマッチングを希望する中国企業、あるいは中国への進出や販路開拓に関心のある神戸の企業に対し、関係部局を通じて情報提供やマッチングを行った。

#### ウ. 国際医療交流及び経済交流の推進

- ・国際医療交流の推進のため、中国での医療シンポジウム等のイベント開催や、天津医科大学及び神戸大学医学部との医療交流の推進に係る連絡調整を行った。
- ・中国のスタートアップが集積する深圳市の主催する世界イノベーション都市連携組織における神戸市側の窓口を務め、フォーラムにて海外の自治体や関係企業等と経済交流の推進を図った。
  - 開催日時 令和 5 年 3 月 6 日



## エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- ・北京の日本大使館で開催された天皇誕生日祝賀レセプションに参加し、上海事務所が作成した 360 度 VR 体験神戸観光動画や灘五郷の日本酒試飲による神戸の観光物産 PR を行った。

○開催日時 令和 5 年 3 月 31 日

## オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- ・「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部の運営支援及び神戸ゆかりの留学生を通じた神戸の情報発信の推進を行った。

## (2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

### ア. 都市間交流促進事業

- ・上海市外事弁公室が設立した世界各都市をつなぐコミュニティの発足式や交流事業に参加した。また、中国における中日地方発展協力モデル区都市（蘇州市）との交流事業にも参加した。

○開催日時 令和 4 年 6 月 17 日（蘇州市中日経済&環境交流合作フォーラム）  
令和 4 年 8 月 9 日（「在上海国際友好都市代表の会」発足式）  
令和 4 年 9 月 29 日（上海国際友好都市ハブ開港儀式）

### イ. 船社、貨物、客船の誘致

- ・貨物船の新規航路 1 航路を新たに開設した。
- ・クルーズ誘致に向けて制作した 360 度 VR 体験神戸観光動画を活用し、クルーズで味わえる神戸の観光の魅力を PR した。

### ウ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ・上海進出日系企業への訪問、神戸港のインセンティブ制度などの情報提供を行ったほか、神戸商品の PR を実施した。
- ・神戸への進出又は神戸企業とのマッチングを希望する中国企業、あるいは中国への進出や販路開拓に関心のある神戸の企業に対し、関係部局を通じて情報提供やマッチングを行った。

## エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- ・現地商業施設で開催される日本 PR イベントへの出展や各地総領事館主催の記念レセプションにおいて、360 度 VR 体験神戸観光動画を活用したシティプロモーション及び灘の酒、神戸洋菓子の PR を実施した。

○開催日時 令和4年9月6日(在青島日本総領事館主催日中国交正常化50周年記念レセプション)

令和5年1月7日～2月22日(TSUTAYA BOOKSTORE 天津・成都

「神戸市&北九州市トラベル&フードフェア」)

令和5年2月4日・5日(上海ジャパンプランド)

令和5年2月21日(上海総領事館主催天皇誕生日祝賀レセプション)

令和5年3月7日(広州総領事館主催天皇誕生日祝賀レセプション)

※兵庫県香港事務所と共同出展

令和5年3月23日(重慶総領事館主催天皇誕生日祝賀レセプション)

## オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- ・上海を中心とした中国国内の物流動向の情報収集を実施した。
- ・「コウベ・インターナショナル・クラブ」上海支部への情報提供を行った。

## 2 事業別収支計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	238,776,451	公益目的事業会計	238,891,467
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	185,083,780	国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出 事業費支出 特定資産取得支出 固定資産取得支出	185,124,334  183,284,588 1,655,826 183,920
海外事務所運営事業収入	53,692,671	海外事務所運営事業支出 事業費支出 敷金・保証金支出	53,767,133 53,692,671 74,462
法人会計	16,963,000	法人会計	16,591,716
管理収入	16,963,000	管理支出 特定資産取得支出 固定資産取得支出	16,353,390 238,326 0
当期収入合計 (A)	255,739,451	当期支出合計 (D)	255,483,183
前期繰越収支差額 (B)	7,111,488	当期収支差額 (A) - (D)	256,268
収入合計 (A) + (B) = (C)	262,850,939	次期繰越収支差額 (C) - (D)	7,367,756

### 3 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	19,831,657	
受取補助金等	238,479,956	
受取負担金	50,000	
雑収益	10,000	
経常収益計		260,305,613
(2) 経常費用		
事業費	243,324,896	
管理費	16,938,366	
経常費用計		260,263,262
当期経常増減額		42,351
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益計		0
(2) 経常外費用	156,347	
経常外費用計		156,347
当期経常外増減額		△ 156,347
税引前当期一般正味財産増減額		△ 113,996
法人税、住民税及び事業税		0
当期一般正味財産増減額		△ 113,996
一般正味財産期首残高		21,608,543
一般正味財産期末残高		21,494,547
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	0	
受取寄附金	600,000	
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 7,284,082	
当期指定正味財産増減額		△ 4,750,082
指定正味財産期首残高		370,450,578
指定正味財産期末残高		365,700,496
当期正味財産増減額		△ 4,864,078
正味財産期首残高		392,059,121
III 正味財産期末残高		387,195,043

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 232,769 千円

(2) 受託料 302千円

## 4 貸借対照表

(令和5年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	33,838,422	未払金	31,009,404
未収金	3,681,202	未払法人税等	0
前払金	1,522,153	前受金	1,500
流動資産合計	39,041,777	預り金	663,117
2. 固定資産		仮受金	0
(1) 基本財産		賞与引当金	2,830,079
投資有価証券	299,989,767	流動負債合計	34,504,100
基本財産引当預金	10,233	2. 固定負債	
基本財産合計	300,000,000	退職給付引当金	5,603,750
(2) 特定資産		固定負債合計	5,603,750
建物附属設備	52,363,179	負債合計	40,107,850
什器備品	2,188,376		
退職給付引当資産	5,603,750	III 正味財産の部	
減価償却引当資産	5,272,932	1. 指定正味財産	
修繕積立資産	0	受取補助金	56,256,615
財政調整積立資産	10,000,000	寄附金	309,443,881
アジア国際協力積立資産	5,765,903	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
国際交流積立資産	3,677,978	(うち特定資産への充当額)	(65,700,496)
ソフトウェア	1,705,060	指定正味財産合計	365,700,496
特定資産合計	86,577,178		
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	
建物附属設備	0	一般正味財産	21,494,547
什器備品	1,389,476	(うち基本財産への充当額)	(0)
保証金	294,462	(うち特定資産への充当額)	(15,272,932)
その他固定資産合計	1,683,938	一般正味財産合計	21,494,547
固定資産合計	388,261,116	正味財産合計	387,195,043
資産合計	427,302,893	負債及び正味財産合計	427,302,893

## 5 財産目録

(令和5年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	33,838,422	未払金	31,009,404
現金手許有高	539,149	神戸市補助金返還 他	
普通預金	33,299,273	前受金	1,500
未収金	3,681,202	貸会議室利用料	
JICA受託収益等		預り金	663,117
前払金	1,522,153	所得税預り金	
海外旅行総合保険等		賞与引当金	2,830,079
流動資産合計	39,041,777	流動負債合計	34,504,100
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	5,603,750
投資有価証券	299,989,767	固定負債合計	5,603,750
兵庫県債 他		負債合計	40,107,850
基本財産引当預金	10,233	正味財産	387,195,043
三井住友銀行普通預金			
基本財産合計	300,000,000		
特定資産			
減価償却引当資産	5,272,932		
三井住友銀行普通預金			
財政調整積立資産	10,000,000		
三井住友銀行普通預金			
アジア国際協力積立資産	5,765,903		
三井住友銀行普通預金			
国際交流積立資産	3,677,978		
三井住友銀行普通預金			
建物附属設備	52,363,179		
新長田1F交流スペース他			
什器備品	2,188,376		
書架、液晶モニター他			
ソフトウェア	1,705,060		
ボランティア管理システム他			
退職給付引当資産	5,603,750		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	86,577,178		
その他の固定資産			
什器備品	1,389,476		
保証金	294,462		
その他固定資産合計	1,683,938		
固定資産合計	388,261,116		
資産合計	427,302,893		

## 6 事業別収入明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	238,776,451	19,831,657	218,100,874	843,920
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入 海外事務所運営事業収入	185,083,780	19,831,657	164,408,203	843,920
法人会計	16,963,000	0	15,029,000	1,934,000
管理収入	16,963,000	0	15,029,000	1,934,000
合 計	255,739,451	19,831,657	233,129,874	2,777,920

## 7 事業別支出明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	238,891,467	73,490,091	163,487,168	1,914,208
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出	185,124,334	73,490,091	109,794,497	1,839,746
事業費支出	183,284,588	73,490,091	109,794,497	0
特定資産取得支出	1,655,826	0	0	1,655,826
固定資産取得支出	183,920	0	0	183,920
海外事務所運営事業支出	53,767,133	0	53,692,671	74,462
事業費支出	53,692,671	0	53,692,671	0
敷金・保証金支出	74,462	0	0	74,462
法人会計	16,591,716	8,982,056	7,371,334	238,326
管理支出	16,353,390	8,982,056	7,371,334	0
特定資産取得支出	238,326	0	0	238,326
合 計	255,483,183	82,472,147	170,858,502	2,152,534



## 8 収支計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,925,000	
事業収入	19,831,657	
補助金等収入	233,129,874	
負担金収入	50,000	
寄付金収入	600,000	
雑収入	10,000	
事業活動収入計		255,546,531
2. 事業活動支出		
事業費支出	236,977,259	
管理費支出	16,353,390	
法人税等	0	
事業活動支出計		253,330,649
事業活動収支差額		2,215,882
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
基本財産引当預金取崩収入	9,000	
減価償却引当資産取崩収入	183,920	
投資活動収入計		192,920
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	1,894,152	
固定資産取得支出	183,920	
敷金・保証金支出	74,462	
投資活動支出計		2,152,534
投資活動収支差額		△ 1,959,614
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		7,111,488
次期繰越収支差額		7,367,756

## (参考) R2~R4財務状況

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年 →4年増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 313	▲ 3,887	43	3,930
		経常収益	223,861	236,132	260,306	24,174
		うち公益	197,912	219,209	243,343	24,134
		うち公益以外	25,949	16,923	16,963	40
		経常費用	224,174	240,019	260,263	20,244
		うち事業費(公益)	198,086	219,209	243,325	24,116
		うち事業費(公益以外)	9,591	0	0	0
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	16,497	20,810	16,938	▲ 3,872
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	▲ 1,131	▲ 156	975	
	経常外収益	1	0	0	0	
	経常外費用	1	1,131	156	▲ 975	
	法人税、住民税及び事業税	102	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 415	▲ 5,018	▲ 113	4,905	
	一般正味財産期首残高	27,042	26,627	21,609	▲ 5,018	
	一般正味財産期末残高	26,627	21,609	21,496	▲ 113	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	15	48,505	▲ 4,750	▲ 53,255
		指定正味財産増加額	2,849	61,412	2,534	▲ 58,878
		指定正味財産減少額	2,834	12,907	7,284	▲ 5,623
うち一般正味財産への振替額		▲ 2,834	▲ 12,907	▲ 7,284	5,623	
指定正味財産期首残高		321,930	321,945	370,450	48,505	
指定正味財産期末残高		321,945	370,450	365,700	▲ 4,750	
正味財産期首残高	348,972	348,572	392,059	43,487		
当期正味財産増減	▲ 400	43,487	▲ 4,863	▲ 48,350		
正味財産期末残高	348,572	392,059	387,196	▲ 4,863		
貸借対照表(B/S)	資産合計	404,636	428,858	427,303	▲ 1,555	
	流動資産	53,566	36,404	39,042	2,638	
	固定資産	351,070	392,454	388,261	▲ 4,193	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	56,064	36,799	40,108	3,309	
	流動負債	52,027	32,088	34,504	2,416	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	4,037	4,711	5,604	893	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	348,572	392,059	387,196	▲ 4,863	
指定正味財産	321,945	370,450	365,700	▲ 4,750		
一般正味財産	26,627	21,609	21,496	▲ 113		

## V 令和5年度事業計画

### 1 事業計画

令和5年3月に策定した「中期経営計画」に基づき、①国際交流・多文化共生事業、②留学生支援事業、③国際協力事業及び④海外事務所運営事業を重点に事業を推進し、神戸の更なる国際都市としての発展や、国際社会の平和と発展に寄与するよう努める。

令和5年度は神戸市における在住外国人の増加を踏まえ、多文化共生のまちづくりを推進するため、新長田・三宮・御影の拠点等を活用しながら、在住外国人の支援事業に取り組んでいく。

#### 国際交流・多文化共生事業

在住外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進めるため、日本語学習支援や生活相談、情報提供などを実施する。また、多文化共生・国際交流を実施する NPO、大学などと連携しながら、在住外国人を支援する事業や国際交流事業などを行う。

#### (1) 情報提供・相談など総合窓口の運営

在住外国人のための生活相談、国際交流や行政情報に関する情報の提供や図書の閲覧、通訳・翻訳支援、日本語学習の支援、国際交流・多文化共生などに取り組む団体への貸会議室の提供などを行う。

#### ア. 情報提供・案内事業

##### ①ホームページにおける多言語情報の発信

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない在住外国人のため、ホームページにおいて、生活情報を11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供する。

## ②図書コーナー・情報提供コーナー

国際交流、日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍、海外の新聞・雑誌や自由に閲覧できる図書コーナー及び行政情報等の提供コーナーを運営する。

## ③メールマガジンの配信

K I C C日本語学習者やそのサポーターを対象に生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信する。

## イ. 一元的相談窓口事業（ワンストップサービス）

### ①生活相談・情報提供

窓口及び電話等で在住外国人などから様々な問い合わせや日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供する。

- 対応言語 11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピノ語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）  
※ウクライナ語は利用の依頼があった場合に随時対応

### ○多言語相談曜日

相談言語	月	火	水	木	金
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○
ベトナム語	○		○		
韓国・朝鮮語					○
スペイン語		○		○	
フィリピノ語			○		
インドネシア語					○
ネパール語	○				
ポルトガル語				○	
タイ語		○			

- 上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスにより対応  
○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（月～金の電話は9:00から対応）

## ②専門相談

- ・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施する。
  - 相談日時 第1・3水曜日 13:30～16:30
- ・大阪出入国在留管理局神戸支局員による出入国・在留手続等に関する専門相談を実施する。
  - 相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

## ③外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

市内及び近郊で在住外国人相談を行っている公的団体及びNGO等による外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）を年に4回開催し、専門家による研修を実施するとともに、参加者同士の意見交換を行う。

## ウ. 通訳翻訳支援事業

### ①三者通訳事業

区役所職員等からの依頼に基づき、電話・タブレットによる三者通訳（区役所職員・相談者・KICC職員による三者通話）を実施する。

- 対応言語 10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）
  - ※ウクライナ語は利用の依頼があった場合に随時実施

### ②同行通訳事業

在住外国人が公的機関等で相談等を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳を実施する。

- 対応言語 10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）
  - ※ウクライナ語は利用の依頼があった場合に随時対応

### ③行政情報の多言語翻訳

神戸市の各部局等の依頼に基づき、市国際部と連携して、市政情報についての多言語翻訳やネイティブチェックを行う。

#### ④災害時通訳翻訳ボランティア事業

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない在住外国人に対し、避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施する。

また、近畿地域国際化協会連絡協議会の9団体で災害時におけるボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修の共催実施なども行う。

### エ. 国際交流ボランティア事業

#### ①日本語文化学習支援事業

在住外国人に対して、日本語・文化サポーターが日本語及び日本文化（書道・華道）をマンツーマンで教える活動を実施し、在住外国人への日本語学習支援及び国際交流を促進する。

### オ. ウクライナ避難民支援

市内に避難されたウクライナ避難民に対するワンストップ生活相談窓口の設置や、通訳者の配置のほか、生活に必要な情報のウクライナ語への翻訳等を行う。

また、日本語教室への助成による日本語学習支援を行うとともに、ウクライナ避難民支援ネットワークの事務局を設置し、行政機関や外国人支援団体等と連携した支援を実施する。

## （2）地域日本語教育体制整備事業

日本語能力が十分でない在住外国人に対して、それぞれのライフスタイルと能力に応じて日本語を学習できる機会を提供することで、生活等に必要な日本語能力を身に付け、日本人も外国人も住みやすいまちづくりを実現する。

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、地域日本語教育コーディネーターを配置し、地域や外国人の特性等に対応した日本語学習機会の提供や、地域内の日本語教室との連携・助言等を行い、地域日本語教育の総合的な体制づくりを行う。

### ア. 対面及びオンラインにて、初級日本語クラスを開催する。

また、夜間中学校と連携した夜間クラス、夜間中学校及び定時制高校で日本語

を指導する教員への日本語教育研修、企業への日本語教師の派遣等を実施する。

- イ. 地域の日本語教室の訪問、同教室連絡会議の開催、日本語教室への助成を通じて地域日本語教室との連携・支援を図る。
- ウ. 日本語教室およびボランティアのための相談業務、ボランティア養成講座、ボランティアのための研修会等を実施し、日本語教育人材育成のための取り組みを行う。
- エ. 「やさしい日本語」の普及に向けて、やさしい日本語研修を開催する。

### **(3) 拠点を活用した在住外国人支援・国際交流事業**

多文化共生・国際交流事業を実施するNPOや大学などと連携して、在住外国人支援事業や国際交流事業を行う。

#### **ア. 大学との連携事業**

市内各大学と連携し、キャリアサポート事業や健康診断、留学生と市民の交流事業等を実施する。

#### **イ. 外国人支援団体等との連携事業**

外国人支援団体等と連携し、生活相談や食糧支援等を実施する。また、相互理解や国際交流を推進するイベント等を開催する。

#### **ウ. その他事業**

外国語によるおしゃべりや防災イベント等のほか、夏休み期間中に外国にルーツのある子供を対象とした学習支援・居場所づくりを行う。

### **(4) ふたば国際プラザ運営事業**

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢などの区別なく、市民が集い利用できる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」として、ふたば国際プラザ（長田区ふたば学舎内）を運営する。

また、ふたば国際プラザと連携・協力をしながら、外国人からの相談や地域の活性化に取り組む。

ア. 入国後間もない外国人を対象とした生活ガイダンスなど在住外国人に対する支援

イ. 日本人と外国人がともに地域で生きるための相互理解・環境づくりのための日本人と外国人との交流の推進

ウ. 在住外国人への支援人材の育成など

#### **(5) 地域国際化推進事業助成**

民間団体が主催する多文化共生事業や国際交流事業に対して助成を行い、地域の国際化を推進する。



## 留学生支援事業

神戸市留学生奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップや市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解を促進する。

また、大学等と連携したイベント等を通じて、留学生が交流を深める場を提供する。

### (1) 奨学生事業

#### ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する私費留学生より 30 人を選考する。奨学金は神戸市で予算措置し、神戸市より奨学生に直接支給する。

#### イ. 奨学生関連事業

##### ①市民との交流機会の提供

神戸市の奨学金を受給している奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生による自国文化の紹介セミナー等を開催する。

##### ②奨学生による神戸市情報の発信

奨学生がインスタグラム等の SNS を活用し、神戸のおすすめの場所や神戸での留学生活等の情報発信をすることにより、神戸の魅力を PR する。

### (2) 文化施設見学支援

市内の留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパス K O B E）を発行する。

### (3) 就職活動の支援

市内企業と留学生とのマッチングを目的として、神戸市海外ビジネスセンターと連携して実施する外国人のための合同企業説明会、市の関係部局と連携した神戸の産業の説明会や就職セミナー等の開催により、地元企業の PR や地元企業への就職を支援する。

また、留学生に対する面談や個別指導を行うとともに、留学生の就職に係る関係団体と連携し、市内就職に向けた支援を行う。

## **国際協力事業**

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究・支援など、国際協力事業を行う。

### **(1) 国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業**

#### **カンボジア王国における教育人材育成支援事業**

神戸市外国語大学及び神戸市・神戸市教育委員会と連携し、カンボジア王国コンポントム州小学校教員養成校（PTTC）における教員の学生指導力向上支援事業を実施する。

## 海外事務所の運営事業

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールスなど、友好都市交流等の事業を実施する。

### (1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

#### ア. 友好都市交流事業

天津市との教育・港湾・医療交流など友好交流事業や友好都市締結 50 周年記念事業実施に向けた連絡調整を行う。また、ジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続について、中国政府や政府関係機関との連絡調整を行う。

#### イ. 神戸進出誘致、中国進出サポート等の経済交流の推進

中国地方政府が開催するイベントへ参加し、神戸への企業進出に関する情報発信を行う。また、スマートシティやスタートアップ等の分野での交流の促進や関連団体との連絡調整を行う。そのほか、ビジネスコーディネーターと連携した中国企業の神戸への企業誘致、地元企業の進出サポート、オンラインでの企業間交流の促進などを行う。

#### ウ. 国際医療交流及び医療関連企業の神戸進出誘致等の推進

国際医療交流の推進のため、中国での医療シンポジウム等のイベント開催や医療交流の推進に係る連絡調整を行う。また、中国の医療関連企業に対する医療産業都市への進出誘致や投資誘致等、経済的な側面における交流を推進する。

#### エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

市内百貨店の物産展等における神戸物産の PR、越境 EC を活用した物品の販売支援等を行う。また、神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事の発信など、神戸の観光情報発信のプロモーション支援を行う。

#### オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

事務所のホームページや「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部・北京支部等を通じた神戸の情報発信を推進する。また、中国における経済情勢全般や市政の重要政策に関する状況等につき現地情報収集を行う。

## **(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）**

### **ア. 都市間交流促進事業**

中国最大の経済・物流拠点である上海市や中日地方発展協力モデル区都市（蘇州市・成都市）といった交流のある都市等との協力関係の推進を行う。

### **イ. 船社、貨物、客船の誘致**

船社やクルーズ船社等との交流・情報交換を通じたポートセールスを実施し、貨物船及びクルーズ船の神戸港への誘致を行う。

### **ウ. 神戸進出誘致、中国進出サポート等の経済交流の推進**

上海進出日系企業へ訪問し、神戸港のインセンティブ制度などの情報提供を行う。また、セミナー出席者や百貨店関係者等への神戸商品の PR を行う。

### **エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション**

ジャパンプランドなど現地商業施設で開催される日本 PR イベントや各種展示会への参加、百貨店の物産展等により神戸の地元企業等とともに神戸の物産の PR を行う。また、神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事を発信する。

### **オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整**

上海を中心とした中国国内の物流動向の調査を行う。また、市政の重要政策に係る現地情報収集を行う。そのほか、上海及び近郊都市で開催される会議及び視察受入れにかかる現地政府との連絡・調整や「コウベ・インターナショナル・クラブ上海支部」等を通じた神戸の情報発信を推進する。

## 2 経営改善の取組み状況

神戸市から令和5年度に財団の取り組むべきミッション（神戸市の施政方針の下、市政を補完し、市民への還元や市の施策を実現するために必要な方向性や目標）が提示された。

これを踏まえ、日本語学習支援や生活相談・情報提供、拠点を活用した国際交流事業を実施することにより、多文化共生のまちづくりを推進する。また、多様化する在住外国人支援のニーズに対応できるよう組織力の強化を図る。

### 【主な取り組み】

引き続き内部事務に関する電子化を行い、事務の効率化を推進する。

また、職員の個々のキャリア形成や資質向上を促すため、研修機会の提供や他団体が開催する外部研修への参加を奨励する。さらに、在住外国人支援団体、大学、留学生及びボランティア等と連携した事業の実施手法を検討し、多文化共生のまちづくりの担い手となる人材の育成を行う。

（参考） 神戸市から提示されたミッション

#### ■中長期的なミッション（神戸市行財政改革方針2025期間中のミッション）

ミッション①	「地域国際化事業の重点化」・「互恵的な国際協力の推進」
ミッション②	「地域国際化事業の重点化」・「互恵的な国際協力の推進」に対応できる組織体制への見直し
ミッション③	企業や民間団体との協働の推進

#### ■短期的なミッション（令和5年度のミッション）

ミッション①	3拠点の機能分担・効率的な事業実施
ミッション②	民間団体との連携による持続可能な日本語学習支援事業体制の構築
ミッション③	留学生支援の充実
ミッション④	自主財源の確保
ミッション⑤	人材の育成・定着

### 3 事業別予定収支計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	249,815,000	公益目的事業会計	249,693,000
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	192,554,000	国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出	192,432,000
海外事務所運営事業収入	57,261,000	海外事務所運営事業支出	57,261,000
法人会計	19,060,000	法人会計	17,486,000
管理収入	19,060,000	管理支出	17,486,000
当期収入合計 (A)	268,875,000	当期支出合計 (D)	267,179,000
前期繰越収支差額 (B)	7,367,756	当期収支差額 (A) - (D)	1,696,000
収入合計 (A) + (B) = (C)	276,242,756	次期繰越収支差額 (C) - (D)	9,063,756

#### 4 予定正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	27,902,000	
受取補助金等	244,339,000	
雑収益	0	
経常収益計		274,175,000
(2) 経常費用		
事業費	255,197,000	
管理費	17,820,000	
経常費用計		273,017,000
当期経常増減額		1,158,000
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		0
(2) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		1,158,000
一般正味財産期首残高		21,494,547
一般正味財産期末残高		22,652,547
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	0	
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 7,234,000	
当期指定正味財産増減額		△ 5,300,000
指定正味財産期首残高		365,700,496
指定正味財産期末残高		360,400,496
当期正味財産増減額		△ 4,142,000
正味財産期首残高		387,195,043
III 正味財産期末残高		383,053,043

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 239,039 千円
- (2) 受託料 302 千円

## 5 予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	32,510,238	未払金	28,335,305
未収金	3,681,202	未払法人税等	0
前払金	1,522,153	前受金	1,500
流動資産合計	37,713,593	預り金	663,117
2. 固定資産		仮受金	0
(1) 基本財産		賞与引当金	2,830,079
投資有価証券	299,998,767	流動負債合計	31,830,001
基本財産引当預金	1,233	2. 固定負債	
基本財産合計	300,000,000	退職給付引当金	7,155,202
(2) 特定資産		固定負債合計	7,155,202
建物附属設備	48,381,745	負債合計	38,985,203
什器備品	1,664,095		
退職給付引当資産	7,155,202	III 正味財産の部	
減価償却引当資産	5,472,186	1. 指定正味財産	
修繕積立資産	0	受取補助金	50,956,615
財政調整積立資産	10,000,000	寄附金	309,443,881
アジア国際協力積立資産	5,765,903	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
国際交流積立資産	3,677,978	(うち特定資産への充当額)	(60,400,496)
ソフトウェア	910,775	指定正味財産合計	360,400,496
特定資産合計	83,027,884		
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	
建物附属設備	0	一般正味財産	22,652,547
什器備品	1,002,307	(うち基本財産への充当額)	(0)
保証金	294,462	(うち特定資産への充当額)	(15,394,432)
その他固定資産合計	1,296,769	一般正味財産合計	22,652,547
固定資産合計	384,324,653	正味財産合計	383,053,043
資産合計	422,038,246	負債及び正味財産合計	422,038,246



## 6 事業別予定収入明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	249,815,000	27,902,000	221,913,000	0
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	192,554,000	27,902,000	164,652,000	0
海外事務所運営事業収入	57,261,000	0	57,261,000	0
法人会計	19,060,000	0	17,126,000	1,934,000
管理収入	19,060,000	0	17,126,000	1,934,000
合 計	268,875,000	27,902,000	239,039,000	1,934,000

## 7 事業別予定支出明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	249,693,000	63,581,000	186,112,000	0
国際協力事業・ 国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出 事業費支出	192,432,000	63,581,000	128,851,000	0
海外事務所運営事業支出	57,261,000	0	57,261,000	0
法人会計	17,486,000	9,185,000	8,301,000	0
管理支出	17,486,000	9,185,000	8,301,000	0
特定資産取得支出	0	0		0
合 計	267,179,000	72,766,000	194,413,000	0

## 8 収支予算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,934,000	
事業収入	27,902,000	
補助金等収入	239,039,000	
雑収入	0	
事業活動収入計		268,875,000
2. 事業活動支出		
事業費支出	249,693,000	
管理費支出	17,486,000	
事業活動支出計		267,179,000
事業活動収支差額		1,696,000
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
短期貸付金戻り収入	0	
投資活動収入計		0
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	0	
短期貸付金支出	0	
投資活動支出計		0
投資活動収支差額		0
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		7,367,756
次期繰越収支差額		9,063,756

「令和5年度（公財）神戸国際コミュニティセンター事業概要」

令和5年7月

編集：（公財）神戸国際コミュニティセンター